

令和2年度那覇市生活衛生監視指導計画の結果

令和2年度那覇市生活衛生監視指導計画に基づき実施した監視指導について、次のとおり結果を取りまとめました。

1. 監視指導の実施内容

(1) 共通監視指導事項

目標監視件数を業種別に分類し、立入検査を行いました。監視件数実績は別表のとおりです。目標監視件数の合計405件を達成することはできませんでしたが、業種別の監視件数実績においては、新型コロナウイルス感染症流行によるBCP発令に伴い、監視業務が一時中止となったため、美容所、クリーニング所、住宅宿泊事業以外の業種は、目標監視件数を達成することができませんでした。なお、特に衛生上の改善が必要な施設に対して行われる「行政処分（改善命令、営業停止命令等）」及び「告発」を行った事例はありませんでした。

(2) 重点監視指導事項

① 宿泊施設への監視指導

旅館業法に基づく許可施設及び住宅宿泊事業法に基づく届出施設に対し、それぞれ98件、191件監視指導を実施しました。また、住宅宿泊事業法に基づく届出施設において、那覇市住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例に違反している施設は確認できませんでした。

② 公衆浴場、旅館業の入浴施設におけるレジオネラ症感染症防止対策

公衆浴場及び旅館業の入浴施設において、それぞれ13件、98件監視指導を実施しました。許可対象外の病院等の入浴施設については、新型コロナウイルス感染症の影響により、監視指導を実施できませんでした。

③ 旅館業等におけるトコジラミ等衛生害虫由来の健康被害対策

旅館業等におけるトコジラミ等に関する発生事案はなく、立入りの実績はありませんでした。旅館業等における衛生管理や害虫対策については、通常の監視時において関係法令に基づき監視指導を実施しました。

④ 理容所及び美容所への監視指導

理容所及び美容所において、それぞれ5件、70件監視指導を実施しました。また、美容所における無届者及び無資格者による施術事案があり、速やかに中止するよう指導を実施しました。

⑤ クリーニング所への監視指導

クリーニング所において、25件の監視指導を実施しました。また、指定洗濯物の取扱いがあるクリーニング所については、新型コロナウイルス感染症の影響により、新規開設届出のあった施設のみ監視指導を実施しました。

2. 違反を発見した場合の対応

美容所において、美容師法違反の事案があり、速やかに中止するよう指導を実施しました。また、旅館業法に基づく許可を取得せず旅館業を営んでいる疑いがある施設に対して関係者等への聞き取り調査及び現場調査等の監視指導を実施しました。「行政処分(改善命令、営業停止命令等)」及び「告発」を行った事例はありませんでした。

3. 健康被害発生時の対応

健康被害発生があった施設においては、速やかに現場調査を実施し、健康被害が拡大しないよう関係法令に基づき監視指導を実施しました。

4. 生活衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項

(1) 環境衛生監視員等の資質の向上

衛生監視を行う職員（環境衛生監視員）の資質向上のため、以下の研修を受講しました。

研修名	受講人数	備考
第 48 回建築物環境衛生管理全国大会	2名	インターネット端末によるウェブ形式で受講

(2) 生活衛生営業関係者の人材の養成及び資質の向上

建築物清掃業及び建築物環境衛生総合管理業の作業従事者を対象に、下記の講習会において保健所より講師を1名派遣して講義を行いました。

講習名	講義内容
清掃作業従事者研修（集合教育）	「清掃の目的」 ～ビルの環境衛生と建築物衛生法について～

別表 令和2年度業種別監視件数実績

	全施設数(件) (R3. 6. 29 現在)	目標監視件数 (件)	監視件数実績 (件)
理容所	288	20	5
美容所	945	70	70
クリーニング所	430	20	25
興行場	14	5	4
旅館業	660	100	98
公衆浴場	113	20	13
水道施設、その他 ※1	1387	40	10
ビル管法関連 ※2	264	30	11
住宅宿泊事業法関連	350	100	191
合計	4451	405	427
※1 水道施設:1,342 件、医療施設:18 件、温泉施設:3 件、 遊泳用プール:24 件 計 1,387 件			
※2 特定建築物:179 件、事業登録:85 件 計 264 件			